

非承継型期限付き墓地使用規程

【25 区樹木葬墓地】

【26 区花壇墓地】

第1条（目的）

非承継型期限付き墓地使用規程（以下、本規程）は、みやぎ霊園（以下、当園という）における墓地の利用・管理・運営に関する基準を定め、健全な墓地管理体制を図ることを目的とする。

第2条（総称）

本規程で定義される墓地の総称は、非承継型期限付き墓地（以下、本墓地）とする。

第3条（仕様）

本墓地の仕様は、別表1の通りとする。

第4条（使用許可）

本墓地を使用するには、所定の申込書と別表2の書類をみやぎ霊園管理事務所（以下、管理事務所）に提出の上、別表3に記載する墓地使用料を納付し、公益財団法人アタラクシア（以下、本法人）代表理事の許可を受けなければならない。

- 2 本法人は、前項の許可がなされた後に、墓地使用許可証（以下、許可証）を申込者に交付する。

第5条（使用者）

前条第2項の許可証を交付された者を墓地使用者（以下、使用者）という。

- 2 使用者の名義を他者に変更することはできない。

第6条（使用权）

第4条の許可に基づく権利を墓地使用权（以下、使用权）といい、この使用权は、権利を有する墳墓（以下、当該墳墓）を使用し、納骨・改葬・分骨などの祭祀および埋葬予定者の指定・使用权の放棄・許可証の再交付・使用期間延長などの実務を行使できる権利をいう。

- 2 使用权は、第8条の期間において有効とし、使用期間満了後、使用权は消滅し交付済みの許可証は無効となる。
- 3 使用权は、譲渡および転貸はできない。

第7条（使用目的）

本墓地の使用目的は、使用者本人または使用者が認めた者の遺骨を埋葬するための墳墓とする。

第8条（使用開始日および使用期間）

当該墳墓の使用開始日は、第4条第1項の許可がなされた日とする。

- 2 当該墳墓の使用期間は別表3の通りとし、使用期間経過後、最初に到来する3月末日を期間満了日とし、使用权は抹消される。ただし次条の使用期間延長の申込を行うことで、期間満了日は延長される。

第9条（使用期間の延長）

使用者は、30年に限り、当該墳墓の使用期間を延長することができる。

- 2 使用者は、前項の延長を申し込む場合、本墓地の申込日から使用期間満了日までの間に、所定の申請書と別表2の書類を管理事務所に提出の上、別表4の料金を納付する。
- 3 第1項により使用期間を延長し、その延長期間満了後、さらなる延長の申込みがあった場合は、本法人理事会の決議を経て対処する。

第10条（埋葬予定者）

使用者は、別表1の納骨数まで埋葬予定者の指定・追加・変更ができる。

第11条（墓碑銘板）

本法人は、許可証交付後、速やかに墓碑銘板を設置する。

- 2 墓碑銘板は、本法人が定めたもの以外設置できない。

第12条（墓地の利用）

当該墳墓の使用面積は、別表1の通りとし、本墓地の植栽および設備の維持管理は、本法人が行う。

- 2 献花および焼香は、所定の場所で行わなければならない。また本墓地内外に関わらず、いかなる場所でも植樹・植付・種蒔き等は一切してはならない。
- 3 食品および飲料等の供物は、野生動物を呼び寄せないよう、参拝後は持ち帰る。

第13条（登録情報の変更による届け出義務）

使用者は、氏名・住所・電話番号および連絡先等の登録している事項に変更があった場合、速やかに管理事務所に届け出をしなければならない。

第14条（納骨）

使用者は、所定の申請書と別表2の書類を管理事務所に提出の上、別表4の料金を納付することで、当該墳墓に納骨ができる。

- 2 納骨する遺骨は、火葬したものに限る。
- 3 当該墳墓には、埋葬予定者以外の遺骨は納骨できない。
- 4 当該墳墓に副葬物を納める場合は、墓地管理者の許可を要する。
- 5 当該墳墓への納骨作業は、当園が行い親族等は立ち合いができる。
- 6 使用者と親子関係にある新生児・乳児・幼児等の遺骨を納骨する場合、別表1の納骨数を超えて納骨することを認める。
- 7 分別不可能な複数の遺骨を他の墳墓から改葬する場合、7寸の骨壺1個に収容できる量を1体とみなす。

第15条（改葬）

使用者は、既に納骨されている遺骨について、所定の申請書と別表2の書類を管理事務所に

提出の上、別表４の料金を納付することで、改葬ができる。

- ２ 使用期間満了に伴う合祀墓への改葬について、前項の申請書と書類の提出および料金の納付は不要とする。
- ３ 当該墳墓の埋葬予定者全員が納骨され、かつ納骨されている遺骨がすべて改葬された場合、当該墳墓の使用権は消滅し、使用者は第１８条の放棄の手続きを行う。

第１６条（分骨）

使用者は、所定の申請書と別表２の書類を管理事務所に提出の上、別表４の料金を納付することで、分骨ができる。

- ２ 墓地管理者は、分骨を行った旨を証する書面を使用者に交付する。

第１７条（再交付）

使用者は、許可証を紛失または汚損した場合、また、婚姻等により記載事項に変更があった場合は、所定の申請書と別表４の料金を納付することで、再交付の申請ができる。

第１８条（放棄）

使用者は、所定の申請書と別表２の書類を管理事務所に提出の上、別表４の料金を納付することで、当該墳墓の放棄ができる。

- ２ 前項において既に納骨されている遺骨がある場合、使用者は改葬の手続きを行う。
- ３ 別表５の要件に該当する場合は、既納使用料の一部を使用者へ返還する。
- ４ 使用者が当該墳墓を放棄したにも関わらず、第２項を行わなかった場合、第２２条第２項を準用する。

第１９条（使用期間満了時の手続き）

本法人は、使用期間満了日の概ね３ヶ月前に、使用者に対し、簡易書留郵便にて使用期間が満了する旨通知をする。

- ２ 本法人は、使用期間が満了した当該墳墓に納骨されている遺骨を、別に定める合祀墓使用規程に従い、所定の合祀墓へ改葬する。
- ３ 第１項において、通知が未達もしくは無回答等の場合、本法人が使用者の承諾なしに使用権を終了し、前項の合祀墓へ改葬を行ったとしても、その責任は問われない。

第２０条（祭祀主宰者）

使用者が死亡等の理由で不在の場合、民法８９７条に規定された祭祀を主宰すべき者（以下、祭祀主宰者）より、埋葬予定者の納骨の申し出があった際には、墓地管理者承認の上、祭祀主宰者は納骨ができる。

第２１条（使用許可の取消し）

本法人は、次の項目に該当する場合、使用許可を取消することができる。

- ①他の使用者の迷惑になるような行為をしたとき

②本規程に違反したとき

第22条（使用許可取消しに伴う措置）

前条の使用許可の取消しに伴い、埋葬されている遺骨等がある場合、義務者は3か月以内に改葬を行わなければならない。

- 2 義務者が前項を行わなかった場合、当園が代行し、前項の遺骨は、一定期間、所定の場所に保管し、返還の申し出が見込まれないと墓地管理者が判断した場合、遺骨等は別に定める合祀墓使用規程に従い、所定の合祀墓へ改葬する。

第23条（免責事項）

天災地変・戦争・テロ行為・暴動・法令の改廃等の不可抗力により、申込内容に対して履行の遅滞または不能が生じた場合は、本法人はその責任を負わない。

- 2 本規程は、本法人と使用者間における墓地利用について定めるものであり、本法人の関与しない祭祀に関する権利の承継などの民事上の問題においては、使用者自らが解決を図るものとする。

第24条（個人情報）

本規程に関わる個人情報については、別に定める個人情報管理規程を準用する。

第25条（協議）

本規程に定めのない事項については、その都度、墓地管理者と使用者間において協議を行う。

第26条（改廃）

本規程の改廃は、本法人理事会の決議を経て行う。

- 2 本規程に改廃があった場合、本法人のホームページにてその旨の通知をする。

附則

本規程は、令和 7 年 1 0 月 3 1 日から施行。

【別表１】仕様

エリア	名称	呼称	使用面積	納骨方法	納骨数
２５区	樹木葬墓地	四季の丘	横 700mm×縦 700mm 0.49 ㎡	土中	２体まで
２６区	花壇墓地	花想い	横 240mm×縦 270mm 0.0648 ㎡	地上型	３体まで

【別表２】必要書類一覧

必要書類	申込時	納骨時	改葬時	放棄時	延長時	備考
墓地使用許可証		○	○	○	○	
身分証明書	○			○	○	運転免許証等
申込者住民票	○					本籍記載のもの
埋葬許可証		○				事後提出不可
分骨証明書		○				分骨がある場合のみ

※その他本法人が必要とする書類

【別表３】使用期間と墓地使用料

令和７年１０月３１日現在

エリア	名称	使用期間	墓地使用料（非課税）	備考
２５区	樹木葬墓地	期間の定めなし	５８０,０００円	注１
		３０年	５８０,０００円	
２６区	花壇墓地	３０年	４３０,０００円	

※墓誌銘板代・墓じまい料・合祀墓使用料を含む。

※上記金額は、物価等により改定することがある。

注１：令和４年１１月１７日受付終了

【別表４】料金一覧

令和７年１０月３１日現在

項目	料金（税別）	備考
納骨事務手数料	５,０００円	納骨時
納骨手伝い料	２０,０００円	納骨時・骨上げ時・納骨を伴わない分骨時
許可証再交付手数料	１０,０００円	再交付時
放棄申請手数料	１０,０００円	放棄時
証明書交付手数料	２,０００円	分骨時
使用期間延長料	８０,０００円	３０年間分

※合祀墓に改葬する際、納骨事務手数料および納骨手伝い料は無償とする。

※上記金額は、物価等により改定することがある。

【別表 5】 使用料の返還

令和 7 年 1 0 月 3 1 日現在

使用料内訳	要件	返還金
墓地使用料	放棄日が使用開始日から 1 年未満かつ 納骨がなされていない場合	既納墓地使用料から 4 万円を控除し た 9 割の額
	放棄日が使用開始日から 1 年以上 3 年 未満かつ納骨がなされていない場合	既納墓地使用料から 4 万円を控除し た 5 割の額